Português

外国語情報コーナー

English

INFORMAÇÕES ÚTEIS

USEFUL INFORMATION

知立市不燃物処理場の利用について

日本語記事は9ページにあります。

Utilização da Unidade de Processamento de Lixo Não Incinerável de Chiryu

A Unidade de Processamento de LIxo Não Incinerável de Chiryu recebe lixo reciclável, não incinerável, de papel e tecido. Os usuários deverão observar as seguintes instruções:

• Obedecer as instruções do profissional encarregado.
• Não receberemos lixo decorrente de atividades comerciais. • Velocidade máxima dentro da unidade: 20 km/h. • Dentro da unidade circularão os veículos dos usuários e os caminhões de lixo. • Usuários acompanhados de crianças deverão mantê-las sob constante vigilância.

▶**Horário de funcionamento:** das 9:00 às 12:00 e das 13:00 às 16:00 e fechado somente nos feriados que caem em dia de semana.

※A unidade de processamento funcionará até o dia 29 de dezembro de 2017 e reabrirá no dia 4 de janeiro de 2018.

▶**Informações:** Departamento de Meio Ambiente. Encarregado de redução do lixo (Tel: 95-0126).

How to bring your garbage to The Non-Combustible Garbage Disposal Center

You can bring the items: recyclables, non-combustibles, used paper, wasted cloth, and so on. When bringing garbage, you should follow the notice below;

• You should follow the instruction by staff of the center.
• We cannot accept any industrial waste/ • You should drive a car at the maximum speed, 20 km/h within the center. • Please be sure to guard your children from risk of traffic accidents because the center is heavily congested with guests' cars, garbage collection cars, and so on.

▶**Operations:** 9:00 a.m. - 12:00 a.m. 1:00 p.m. - 4:00 p.m., closed on public holidays dated on weekdays, opened until 12/29, 2017, and resumed on 1/4, 2018.

▶**Inquiries:** the garbage reducing section in the envelopment department (Tel: 95-0126)

9月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時	消費生活センター（経済課　☎95-0195）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と　き	ところ	問合せ
税務相談	9月20日㈬ 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係（☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談事例】趣味の会で知り合った人に勧められて、1年前に仮想通貨への投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約90万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。

【アドバイス】知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。仮想通貨交換業の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスは行うことができません。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日:午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）　▶☎95-0195
【西三河消費生活相談室】月～金曜日:午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564(27)0999
【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日:午前9時～午後4時30分、土・日曜日:午前9時～午後4時　▶☎052(962)0999